

石川県政務活動費運用基準
(マニュアル)

石川県議会
平成25年4月

平成26年度改訂版

目 次

1	政務活動費の概要	1
2	経費の範囲及び使途基準	1
3	交付等の手続き	2
4	証拠書類の整理・保管	3
5	収支報告書等の提出	5
6	調査・相談体制	6
7	政務活動費使途基準表	7
8	政務活動報告書（様式1）【平成26年度様式改訂】	15
9	領収書添付枠・政務活動費支出証明書（様式2）	17
10	県外政務活動結果報告（様式3）	19
11	海外政務活動結果報告（様式4）	21
12	政務活動費を充当するのに適しない例（全議参考事例）	23

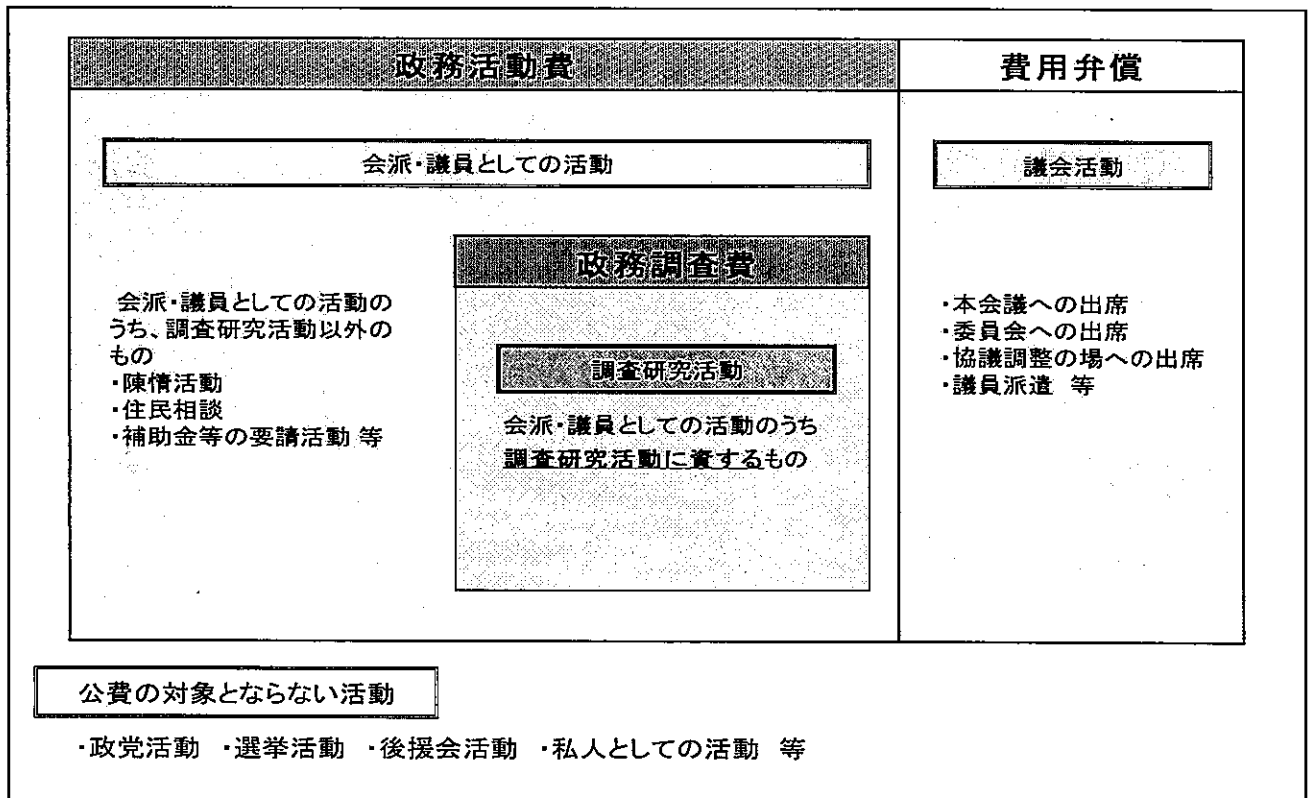
1 政務活動費の概要

(1) 政務調査費から政務活動費へ

第180回通常国会(平成24年)に提出された「地方自治法の一部を改正する法律案」に対し、国会において、現在の「政務調査費」を「政務活動費」とする修正がなされ成立した。

同修正により、政務調査費については、①名称を「政務活動費」に、交付の名目を「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため」に改め、②政務活動費を充てることができる経費の範囲について、条例で定めなければならないものとし、③議長は、政務活動費については、その用途の透明性の確保に努めるものとする、とされた。

(2) 政務活動費のイメージ



2 経費の範囲及び使途基準

政務活動費に充当できるのは、条例第二条に掲げる「会派及び議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費」であり、議員の職責・職務を果たすため、社会通念上妥当な範囲のものであることを前提とし、その使途基準は、P7「政務活動費使途基準表」のとおりとする。

3 交付等の手続き

(1) 交付の方法

① 交付対象

政務活動費は、石川県議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）又はその所属議員に対し交付する。

② 政務活動費の額及び交付の方法

政務活動費の額は、議員1人当たり月額30万円とする。

交付の方法は、会派ごとに、次の掲げる方法のいずれかによるものとする。

ア 会派に交付する方法

イ 議員に交付する方法

ウ 会派及び議員に交付する方法

なお、月の途中で、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名、議員の所属会派からの脱会若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月分の政務活動費の交付については、これらの事由が生じなかったものとみなす。

③ 交付決定

会派は、政務活動費の交付を受けようとするときは、議長に会派の届出をし、議長は、その届出を受けたときは、知事へ通知しなければならない。

知事は、その通知を受けたときは、当該年度における政務活動費の交付決定を行い、会派の代表者又はその所属議員に通知しなければならない。

④ 請求及び交付

会派の代表者又はその所属議員は、知事から交付決定を受けた後、毎四半期の最初の月に、当該四半期分の政務活動費を知事に請求するものとする。

ただし、当該四半期の途中で議員の任期が満了する場合は、任期満了日が属する月までの月数分を請求するものとする。

知事は、当該請求に基づき、速やかに政務活動費を交付するものとする。

4 証拠書類の整理・保管

(1) 整理・保管の義務

会派の経理責任者及び議員は、政務活動費の支出について、領収書その他の支出を証すべき書面の整理及び保管をし、これらの書類を当該政務活動費の収支報告書等を提出すべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(2) 整理・保管する証拠書類

会派の経理責任者及び議員において整理・保管しておく証拠書類は、以下のとおりとする。

なお、証拠書類には、議長へ提出が必要なものと、会派及び議員において適正に整理・保管しておくものがある。

会派及び議員が整理・保管する証拠書類 (5年間保存)	収支報告書と共に議長に提出する書類 (議長が5年間保存)
【原本の保管】 政務活動報告書(様式1) 領収書・支出証明書(様式2) 県外政務活動結果報告(様式3) 海外政務活動結果報告(様式4) 通帳 賃貸借契約書 雇用契約書 委託契約書・成果物 その他、支出の根拠となる書類及び活動の実態が分かる書類など	【写しの提出】 政務活動報告書(様式1) 領収書・支出証明書(様式2) 県外政務活動結果報告(様式3) 海外政務活動結果報告(様式4)

① 政務活動報告書

日々の政務活動の状況について、「政務活動報告書」(様式1)を作成すること。

なお、政務活動報告書は、収支報告書作成の基となるため、漏れのないように記載すること。

② 領収書

領収書については、「領収書添付枠」(様式2)に貼り付けること。

領収書の記載事項

政務活動費に充当する支出に係る領収書については、下記の事項の記載を求めるものとする。なお、紙面等の関係上領収書に記載ができない場合には、請求書又は納品書を併せて添付し、内容を明らかにするものとする。

- ① あて名（原則：議員本人名）
 - ② 金額
 - ③ 発行（受領）年月日
 - ④ 発行者（受領者）、発行者印（レシートを除く。）
 - ⑤ 内容（領収書但し書きに記載を求めるもの。紙面上の制約がある場合は納品書を添付）
- ※ レシート等の場合で内容が記載されていない場合は、領収書貼付用紙の余白に記載すること。

③ 支出証明書

領収書を徴しがたい場合は、様式 2 下段「政務活動費支出証明書」欄に記入すること。

支出証明書によることができる支出

領収書の添付を原則とするが、次の支出については支出証明書による報告を可能とする。

- ① 運賃等（自動券売機で購入する切符代、路線バス運賃）
- ② その他（預金口座引き落としによる支出等）

※ 預金口座引き落としにより支払いがなされる場合は、当該引き落としを証する預金通帳の写し（該当部分のみ）を添付すること。

④ 県外政務活動結果報告

県外（富山県、福井県を除く。）における政務活動については、「県外政務活動結果報告」（様式 3）を作成すること。

⑤ 海外政務活動結果報告

国外における政務活動については、「海外政務活動結果報告」（様式 4）を作成すること。

5 収支報告書等の提出

(1) 提出に関する手続き等

① 提出義務

会派の代表者又はその所属議員は、収支報告書及びその報告書に記載された政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証すべき書面の写しを議長に提出しなければならない。

② 提出等の期限

ア 年度分

交付を受けた年度の翌年度の4月30日までに提出しなければならない。

イ 会派が消滅した場合又は議員が任期満了、辞職、失職、死亡、除名若しくは議会の解散により議員でなくなった場合

会派が消滅した日又は議員でなくなった日の属する月までの分を、その日の翌日から起算して30日以内に提出しなければならない。

③ 提出後の修正

提出した収支報告書に修正がある場合は、速やかに修正後の収支報告書及び修正箇所を明記した文書（正誤表、理由書）等の関係書類を議長に提出しなければならない。

④ 残余额の返還

会派の代表者又はその所属議員は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から支出の総額を控除して残余があるときは、残余额を知事に返還しなければならない。

(2) 閲覧

提出された収支報告書は、提出期限の翌日から起算して90日を経過した日の翌日から閲覧に供することとし、議会事務局長が指定する場所で、職員の勤務時間中に行うものとする。

6 調査・相談体制

(1) 調査

政務活動費の適正な運用を期するため、議長は、会派又はその所属議員から提出された収支報告書等を必要に応じ調査するものとする。

(2) 外部有識者による検証・相談体制

政務活動費の適正な運用を期するため、使途基準等の考え方等について専門的な知見が必要とする場合、複数の外部有識者による検証・相談を実施するものとする。

7 政務活動費使途基準表

項目	①【調査研究費】			
	会派及び議員が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究(視察を含む。)及び調査委託に要する経費			
	支出費目 交通費、宿泊費、借上料、印刷製本費、通信運搬費、講師謝金等、委託料、会費等、消耗品費、食糧費 等			
主な支出費目の例	内 容	政務活動費が充当できるもの (積算または充当限度等)	政務活動費判断基準 (全国議長の考え方、判例等)	
① 調 査 研 究 費	交通費	JR、私鉄、バス、地下鉄、航空機、船舶 タクシー等(緊急の場合、公共交通機関が不便であるなど合理的理由がある場合) レンタカー 高速道路等利用料、駐車料金	○ 実費	交通費は実費であることが原則であるが、特にタクシー等の場合は、他の交通手段がないなど社会通念上妥当であるかにより判断すべきと考える。
		自家用車利用経費 (ガソリン代)		
		日当	○ 充当できない	
	宿泊料 (国内の場合)	1泊2食、冷暖房費、サービス料、消費税など <参考> (注1) 甲地 東京都23区内、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市、神戸市等の大都市 (注2) 乙地は上記以外の地域	○実費とし、費用弁償の額を上限とする 甲地 14,800円(注1) 乙地 13,300円(注2)	
	借上料	会場借上料 機材借上料	○ 実費	
	印刷製本費	資料印刷費 (コピー代含む)	○ 実費	
	通信運搬費	文書通信費 (郵便料等)	○ 実費	文書通信費には、調査研究のためのファックス、電子メール等紙媒体以外の通信も含む。 (他の経費についても同じ)
	講師謝金等	謝金等	○ 実費 (運転手への謝礼も含む)	
	委託料	業務委託料 (調査委託料など)	○ 実費	調査委託には、外部の研究機関等に対する委託と会派構成議員に対する委託が含まれる。 ・調査内容の必要性と成果の反証がないものは認められない (神戸地裁 H23.5.26)

主な支出 費目の例	内 容	政務活動費が充当できるもの (積算または充当限度等)	政務活動費判断基準 (全国議長会の考え方、判例等)
会費等	会費についての考え方については、25頁「会費として支出するのに適しない例」を参照	○ 実費 (ただし、懇談を伴う場合は 5,000円以内) ・各種議員連盟の会費 など	議連も含め会費の支出対象である団体の活動内容や実態が政務活動に適用されるかがまず基準になる。 また、経営者としての資格等、個人的資格要件で加入している団体(例えばロータリークラブ、ライオンズクラブ、趣味の会等)の会費については適当ではない。 ・不適当な例 土地改良区地区総集会、特養ホーム研修会、体育協会祝賀会(青森地裁 H18.10.20) ・国政報告会における高額(1万円)かつ飲食を伴う参加費は不可(仙台高裁 H23.9.30)
消耗品費	事務用消耗品 看板製作代	○ 実費	
食糧費	会食代、飲食代、茶菓代、弁当代 ・調査研究活動としての会議や研修会等と一体性がある ※ 公職選挙法に抵触しないことが前提	○ 実費 ・懇談会経費(1人当たり) 5,000円以内	飲酒を伴う会合への参加に要する経費については、公職選挙法の制限に抵触しないこと及び社会通念上妥当なものであると認められること、を前提とした上で、政務活動としての会議との一体性・関連性が必要である。 ・議員同士の懇談会は不可(青森地裁 H18.10.20) ・市議会議員との酒食を伴う県政懇談会は不可(仙台高裁 H23.9.30) ・研修会を行った際の昼食弁当代は不可(京都地裁 H16.9.15) ・飲食店舗等における飲食は不可(東京地裁 H18.4.14)
	茶菓子等 ・会派または議員主催の会議等での茶菓提供 ・調査研究活動としての会議や研修会等と一体性がある ※ 公職選挙法に抵触しないことが前提	○ 実費 ・1,000円以内(1人当たり)	・会議に伴う食費とは、コーヒー、茶菓代であり食事等は認められない(H20.3.12 宇都宮地裁) 〔研修会の場でお茶やお菓子を 超えて食事を提供することまでは通常行われない。必要であれば、参加者が自ら負担すべき。〕

続
く

項目	②【研修費】 1 会派及び議員が行う研修会、講演会等の実施(共同開催を含む。)に要する経費 2 団体等が開催する研修会(視察を含む。)、講演会等への会派の所属議員並びに会派及び議員の雇用する職員の参加に要する経費			
② 研修費	支出費目 研修参加費、交通費、宿泊費、借上料、印刷製本費、通信運搬費、講師謝金等、委託料、会費等、消耗品費、食糧費 等			
	主な支出費目の例	内 容	政務活動費が充当できるもの (積算または充当限度等)	政務活動費判断基準 (全国議長会の考え方、判例等)
	研修参加費	研修会、講演会等へ参加する際の負担金、参加費等	○ 実費	「研修会、講演会等」の「等」には、シンポジウム、セミナー、講座などを含む。
交通費 ゝ 食糧費		前記の ①調査研究費 の基準に同じ	研修会、講演会等には議員の雇用する職員の参加も可能	
項目	③【広聴広報費】 会派及び議員が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費			
③ 広聴広報費	支出費目 交通費、宿泊費、借上料、印刷製本費、通信運搬費、委託料、消耗品費 等			
	主な支出費目の例	内 容	政務活動費が充当できるもの (積算または充当限度等)	政務活動費判断基準 (全国議長会の考え方、判例等)
	交通費 ゝ		前記の ①調査研究費 の基準に同じ	「広聴」は、幅広く県民、地域住民等から意見を聴取することを想定している。
	通信運搬費	文書通信費(郵便料等) インターネット接続料 ホームページのプロバイダ利用料		「県政に関する政策等」の「等」は、会派の政策、議員の政策・理念、国政の課題などを含むものである。
	委託料	業務委託料		会場を借りて県政報告会や広聴を行う場合の会場費や機材借上費も対象となる。
消耗品費	事務用消耗品 看板製作代	広報紙やホームページ等の作成を外部委託することも対象となる。		
交通費 ゝ				
項目	④【要請陳情等活動費】 会派及び議員が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費			
④ 要請陳情等活動費	支出費目 交通費、宿泊費、借上料、印刷製本費、通信運搬費 等			
	主な支出費目の例	内 容	政務活動費が充当できるもの (積算または充当限度等)	政務活動費判断基準 (全国議長会の考え方、判例等)
	交通費 ゝ		前記の ①調査研究費 の基準に同じ	「要請陳情活動」は、地域のための予算獲得や、県政の課題解決のための中央省庁、国会議員等に対する要請陳情活動などが想定される。
通信運搬費		「住民相談」は、住民から個別に相談を受けることを想定しており、予め日時場所等を特定して開催する「住民相談会」(⑤会議費)とは区別している。 「要請陳情活動、住民相談等」の「等」は、要請陳情活動の前提となる住民との意見交換など住民の意思を把握する活動を広く含むものである。		

項目	⑤【会議費】			
	1 会派及び議員が行う各種会議、住民相談会等に要する経費 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加及び議員の参加に要する経費			
⑤ 会 議 費	支出費目 交通費、宿泊費、借上料、印刷製本費、通信運搬費、講師謝金等、委託料、会費等、消耗品費、食糧費 等			
	主な支出費目の例	内 容	政務活動費が充当できるもの (積算または充当限度等)	政務活動費判断基準 (全国議長会の考え方、判例等)
	交通費		前記の ①調査研究費 の基準に同じ	<p>県政に関係する各種会合、式典(学校の竣工式、道路の開通式、入学式、表彰式、各種の発会式等)への議会を代表しての参加が公務災害でいう公務として認められることとの均衡上、公務として認められるものと同内容の各種会合、式典への出席は認められる。</p> <p>「各種会議」には、勉強会、政策立案のための会議の他、会派としての庶務的事項を協議決定するための会議や議員の各種打合せのための会議も含まれる。</p> <p>「各種会議、住民相談会等」及び「意見交換会等」の「等」は、各種会合、式典などを含む趣旨である。 「団体等」の「等」は、企業、学校、個人などを含むものである。</p>
	食糧費			
項目	⑥【資料作成費】			
	会派及び議員が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費			
⑥ 資 料 作 成 費	支出費目 印刷製本費、委託料、消耗品費 等			
	主な支出費目の例	内 容	政務活動費が充当できるもの (積算または充当限度等)	政務活動費判断基準 (全国議長会の考え方、判例等)
	印刷製本費	印刷製本代 コピー料 原稿料	○ 実費	資料作成を外部に委託することも対象となる。
	委託料	業務委託料	○ 実費	
消耗品費	事務用消耗品	○ 実費		

項目	⑦【資料購入費】 会派及び議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費																																
⑦ 資 料 購 入 費	支出費目 書籍購入費、新聞等購入費 等																																
	主な支出費目の例	内 容	政務活動費が充当できるもの (積算または充当限度等)	政務活動費判断基準 (全国議長会の考え方、判例等)																													
	書籍購入費	専門図書、DVD、CD-ROM	○ 実費	「図書、資料等」の「等」は、電子書籍や新聞の電子版など電子データも含む趣旨である。 「購入、利用等」の「等」は、会員制のオンラインサービスから情報提供を受ける場合の会費(年会費・月会費等)などを含む趣旨である。 ・同窓会名簿、映画DVDは不可 (H19.5.25 青森地裁)																													
新聞等購入費	新聞 雑誌(真に必要と認められるもの) 有料データベース利用料	○ 実費 ・1紙(誌)当たり1部購入可 ただし、会派が購読する新聞は1紙当たり3部以内	・大衆週刊誌・スポーツ新聞は不可(調査研究との関連性に特別の事情がある場合以外) (H18.10.20 青森地裁) ・所属する政党の機関誌の購読料は政務調査活動というよりは政党活動に基づいて支出されたものであり、用途基準に合致しない違法な支出である。 (H19.12.20 仙台高裁)																														
項目	⑧【事務所費】 議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費																																
⑧ 事 務 所 費	支出費目 事務所借上料、光熱水費 等																																
	主な支出費目の例	内 容	政務活動費が充当できるもの (積算または充当限度等)	政務活動費判断基準 (全国議長会の考え方、判例等)																													
	事務所借上料	事務所としての要件 〔全国議長会〕 ・外形上の形態がある(看板・表示等) ・事務所としての機能がある(事務スペース、応接スペース、事務用備品等) ・連絡機能が整っている	○ 実費 ・充当額は事務所の形態に応じて判断し、下記基準を上限とする その際、事務所費の充当は、活動実績に応じて合理的に説明可能な範囲で按分割合を適用すること ・事務所としての外形及び機能を備えていること ・賃借の場合、原則として議員が契約者となっていること ・契約書等、確認可能な書類を議員が保管すること ・議員本人及び生計を一にする親族等が所有する建物への賃借料は不可	政務活動に資する事務所の設置及び管理が対象となる。 政務活動とそれ以外の活動で使用されている事務所の経費を実績で按分すべきと考えるが、現実に実績の把握が困難と思われるので、政務活動費での負担割合を2分の1以内とする考えもある。 ・議員の関連する会社、後援会等との賃借契約については、次のような条件が必要 ① 原則議員が契約主体である ② 契約書を作成し、銀行振込や領収書等の証拠書類がある ③ 関連する会社等の会計処理上収入として計上され適切に処理されている																													
光熱水費	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事務所の形態 (事務所が兼ねる機能)</th> <th colspan="4">費 目</th> </tr> <tr> <th>光熱費</th> <th>電話料金</th> <th>上下水道代金</th> <th>賃借料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>政務活動専用事務所</td> <td>全額</td> <td>全額</td> <td>全額</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>政務活動事務所 +政治団体事務所</td> <td>1/2</td> <td>1/2</td> <td>1/2</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>政務活動事務所 +住居等</td> <td>1/2</td> <td>1/2</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>政務活動事務所 +政治団体事務所 +住居等</td> <td>1/3</td> <td>1/3</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>			事務所の形態 (事務所が兼ねる機能)	費 目				光熱費	電話料金	上下水道代金	賃借料	政務活動専用事務所	全額	全額	全額	全額	政務活動事務所 +政治団体事務所	1/2	1/2	1/2	1/2	政務活動事務所 +住居等	1/2	1/2	-	-	政務活動事務所 +政治団体事務所 +住居等	1/3	1/3	-	-	
事務所の形態 (事務所が兼ねる機能)	費 目																																
	光熱費	電話料金	上下水道代金	賃借料																													
政務活動専用事務所	全額	全額	全額	全額																													
政務活動事務所 +政治団体事務所	1/2	1/2	1/2	1/2																													
政務活動事務所 +住居等	1/2	1/2	-	-																													
政務活動事務所 +政治団体事務所 +住居等	1/3	1/3	-	-																													

項目	⑨【事務費】 会派及び議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費		
支出費目 修繕費、通信運搬費、消耗品費、備品費、リース料、ガソリン代(按分)等			
主な支出費目の例	内 容	政務活動費が充当できるもの (積算または充当限度等)	政務活動費判断基準 (全国議長会の考え方、判例等)
修繕費	事務機器等の備品の修繕 (パソコン、プリンター等)	○ 実費	
	事務所の修繕	○ 充当できない	
通信運搬費	電話・FAX回線利用料 携帯電話利用料	○ 按分の場合1/2以内 ・「⑧事務所費」の按分一覧参考 事務所の形態により 1/3～全額	・活動に伴って携帯電話を使用する 必要性が乏しく、その全額を認めない (H18.10.20 青森地裁)
	インターネット接続料	○ 実費	
	切手、はがき、メール便等	○ 実費	
消耗品費	事務用消耗品	○ 実費	備品、消耗品等については、政務活動との関連性及び有用性を有する範囲内で、政務活動費を充当することが可能である。ただし、政務活動以外の活動のためにも使用する場合は、按分することが適当であると考えられる。 その際、資産形成に資することがないように留意する必要がある。
備品費	パソコン・コピー機等の事務用機器 電話・FAX等の通信機器 机、椅子	○ 実費 ・取得価格1件10万円以内のもの ※ パソコンは15万円以内 ※ コピー機は按分とし、1/2以内、かつ30万円を上限とする	・パソコン及び周辺機器の購入は按分すべき (徳島地裁H23.12.9)
	自家用車	○ 充当できない	
リース料	自動車リース代 ・リース期間終了後も所有権移転しない場合に限る ・リース会社との契約に限る	○ 按分(1/2以内) かつ年間60万円を限度とする ※1台分のみ充当可	・調査研究に使用される自動車であっても、自動車税及び維持管理費は認められない (H17.4.12大阪高裁)
	コピー機等事務機器リース	○ 按分(1/2以内)	
ガソリン代(按分)	月毎に按分して充当する場合	○ 1台限り、1/3以内	・実績が明確でない場合 1/2を個人使用、1/4を政務調査以外の議員活動、1/4を政務調査活動に伴う費用であると認めるのが相当(H19.12.20 仙台高裁)

項目	⑩【人件費】 会派及び議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費			
⑩ 人 件 費	支出費目 人件費			
	主な支出 費目の例	内 容	政務活動費が充当できるもの (積算または充当限度等)	政務活動費判断基準 (全国議長会の考え方、判例等)
	人件費	政務活動補助職員に対する給与、賃金、手当、社会保険料 ・勤務実態があること ・雇用実態を明らかにする雇用契約書、勤務実績表、給与支払い簿等を備えることが必要 ・源泉徴収票が提出されている、支払いが客観的に確認できる、雇用保険等雇用主の義務が発生する手続きが行われている等が必要	○ 実費 ・按分の場合 議員が雇用する場合は 1/2以内 かつ月15万円以内 会派が雇用する場合は 2/3以内 ※議員が雇用する場合、常勤職員は1名に限り充当可能 ※臨時雇用(アルバイト)については実費 ※生計を一にする親族(配偶者、親・子供、兄弟等)を雇用した場合は、充当不可	政務活動に資するための人件費である。 ・県議会議員政治倫理要綱運用規程を準用 ※ 会派又は議員の雇用する職員は、会派又は議員が行う政務活動の補助者として、下記の経費の対象に含まれる。 (対象経費) ①調査研究費 ②研修費 ④要請陳情等活動費 ⑤会議費(会派が雇用する場合を除く)

9 領収書添付枠・政務活動費支出証明書（様式2）

様式2

年 月 日 分

【領収書添付枠】（不足する場合は別紙）

政務活動費支出証明書

金 額 ----- 充 当 金 額	支 出 先	領収書を 徴し難い 理由(注1)	口 座 引 落 (注2)	備 考
円 ----- 円			<input type="checkbox"/>	
円 ----- 円			<input type="checkbox"/>	
円 ----- 円			<input type="checkbox"/>	
円 ----- 円			<input type="checkbox"/>	
円 ----- 円			<input type="checkbox"/>	
円 ----- 円			<input type="checkbox"/>	

上記のとおり相違ないことを証明します。

議 員 名

㊟

（会派の場合は会派名及び経理責任者名）

注1）理由欄には、その理由により番号を記入。

①運賃等（JR・私鉄等）、②その他（具体的に記入）

注2）口座引落欄には、口座引落のため領収書がない場合に点を記入。

10 県外政務活動結果報告（様式3）

様式3

整理番号 NO. _____

県外政務活動結果報告

議員名 _____

1 研究会、セミナー等への参加状況

年月日	開催地		主催者	会議等の内容	備考
	都道府県名	会場名			

2 その他の政務活動

年月日	目的			内容	備考
	都道府県名	訪問先名称	対応者		

※ 富山県・福井県を除く県外における政務活動について記載すること。

1 1 海外政務活動結果報告（様式 4）

様式 4

整理番号 NO. _____

海外政務活動結果報告

議員名 _____

日 程	平成 年 月 日 () ~ 平成 年 月 日 ()
場 所 (国名・都市名 施設名等)	
目 的	
行 程	
政務活動の概要	

12 政務活動費を充当するのに適しない例

(全国議長会の考え方)

◇ 政党活動への支出は政務活動費を充当するのに適しない。

例)

- ・ 党大会への出席
- ・ 県連(政党等)活動
- ・ 政党構成員として招待された式典、会合への出席
- ・ 政党の広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷、発送等の経費
- ・ 政党組織の事務所の設置維持経費(人件費を含む)
- ・ 党大会賛助金、党大会参加費、党大会参加旅費等
- ・ 政党の役員経費(専従役員に対する給与、各種手当等)等政党の経費

◇ 選挙活動への支出は政務活動費を充当するのに適しない。

例)

- ・ 衆・参議院選挙や首長・地方議員選挙等に当たっての各種団体への支援依頼活動、選挙ビラ作成
- ・ 上記以外の選挙関係に係る経費、選挙活動費(公認推薦料、陣中見舞い等)

◇ 後援会活動への支出は政務活動費を充当するのに適しない。

例)

- ・ 後援会の広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷、発送等の経費
- ・ 後援会活動としての報告会等の開催経費

◇ 私的経費への支出は政務活動費を充当するのに適しない。

例)

- ・ 団体役員や経営者としての資格など個人としての社会的地位により招待された式典、会合への出席
- ・ 慶弔餞別費等(病気見舞い、香典、祝金、餞別、寸志、中元、歳暮等の費用、慶弔電報、年賀状等時候の挨拶状の購入または印刷等の経費)
- ・ 冠婚葬祭などの出席(葬儀、結婚式、祭祀・祭礼等)
- ・ 宗教活動(檀家総代会、報恩講、宮参り等)
- ・ 私的用途による観光、レクリエーション、旅行
- ・ 親睦会、レクリエーション等への参加のための経費

《 科 目 別 》

＜会議費＞

次の経費への支出は政務活動費を充当するのに適しない。

- ・ 飲食・会食を主目的とする各種会合
- ・ バー、クラブなど会合を行うのに適切な場所とは言えない場所での飲食費
- ・ 議員が他の団体(農協、ライオンズクラブ、PTA、趣味の会等)の役職を兼ねている場合、議員の資格としてではなく役職者の資格としての当該団体の理事会、役員会や総会の出席
- ・ 公職選挙法の制限や社会通念上の妥当性を超えた飲食
〔例 「公職選挙法」(第199条の2)〕
寄附に該当する経費
(お茶及びお茶うけを超える飲食の提供、講演会等の集会における食事の提供)

＜事務所費＞

次の経費への支出は資産形成(政務活動に対して関連性及び有用性がないもの並びに社会通念上高額なもの等)と憶測されるので政務活動費を充当するのに適しない。

- ・ 事務所購入費
- ・ 事務所に掲示する高額な絵画等の美術品・装飾品
- ・ 政務活動を行う事務所としての使用目的から判断して必要な機能を超えた備品等の設置

《会費として支出するのに適しない例》

次の会費は、政務活動費として支出するのは不適當と思われる。

- ・ 団体の活動が政務活動に寄与しない場合、その団体に対して納める年会費、月会費
- ・ 個人の立場で加入している団体などに対する会費等
[例]
町内会費、公民館費、壮年会費、PTA会費、婦人会費、スポーツクラブ会費、商工会費、同窓会費、老人クラブ会費、ライオンズクラブ、ロータリークラブの会費等
- ・ 政党(県連)本来の活動にともなう党大会、党費、党大会賛助金等
- ・ 議会内の親睦団体(議員野球部、ゴルフ部等)の会費
- ・ 他の議員の後援会や政治資金パーティーなど選挙活動のための会合に出席する会費
- ・ 宗教団体の会費
- ・ 冠婚葬祭の経費(結婚式の祝儀・会費、香典、祭祀・祭礼の経費等)
- ・ 飲食・会食を主目的とする各種会合の会費